

国労本部電送No.237	発信日	発信	責任者	受領者
	2020年4月17日	総務・企画部		

指示第74号  
2020年4月17日

エリア本部  
各 執行委員長 殿  
地方本部

国鉄労働組合  
中央執行委員長 松川 聡

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」 の全都道府県対象拡大に伴う国労の追加対応について

政府は昨日、「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全都道府県に拡大することを決定した。これに伴い、国労の追加対応について以下の通り指示するので各級機関は周知徹底されたい。

### 記

#### 1. 全機関への指示第69号（本部229号 4/7付）の適用について

「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全都道府県に拡大されるのに伴い、指示第69号（本部229号 4/7付）を全機関に適用する。

#### 2. JR各社およびグループ会社における労働条件の変更等について

JR各社において旅客需要の減少等に伴い、減便・減車によるダイヤへの移行等が開始されているが、同時に新型コロナウイルス感染拡大防止策による社員のテレワークやオフピーク通勤など勤務の取り扱いの変更が順次行なわれている。こうしたなかで、JR北海道においては「一時帰休」などの労働条件の一部変更が提案されたが、各エリア本部はこうした動きを踏まえて労使間の協議による申し入れや交渉の取り組みを強化するとともに、本部に情報を集中すること。

#### 3. その他

全機関は各種集会・行動等への参加を自粛し、さらに新型コロナウイルス集団感染予防に努めるとともに、組合員・家族に不要不急の外出や移動を自粛するように徹底して呼びかけること。なお、「緊急事態宣言」の期間延長が想定される場合、5月9日に予定している全国代表者会議（指示第62号 3/4付）を延期とするが、判断については別途指示する。

以 上